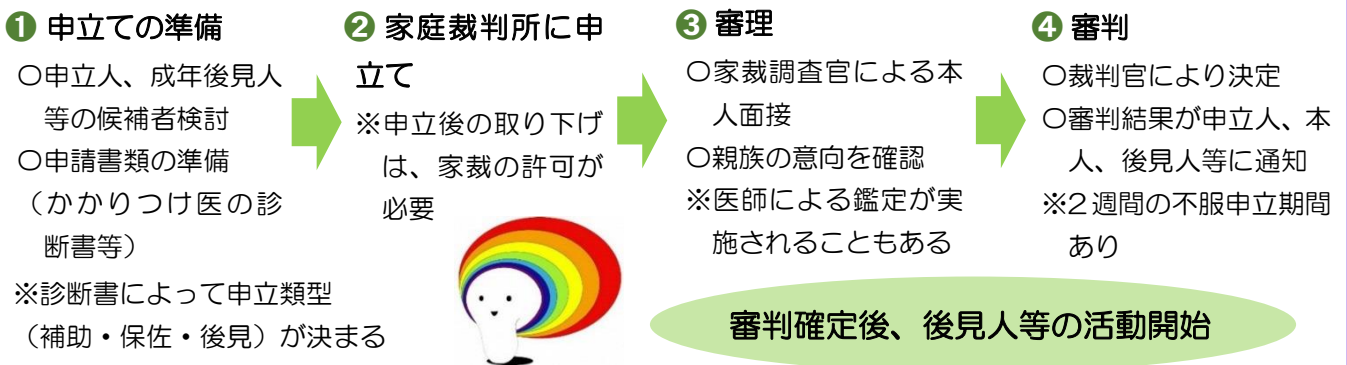


成年後見支援センターすてっぴ中央では、高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用支援と権利擁護支援事業を行っています。

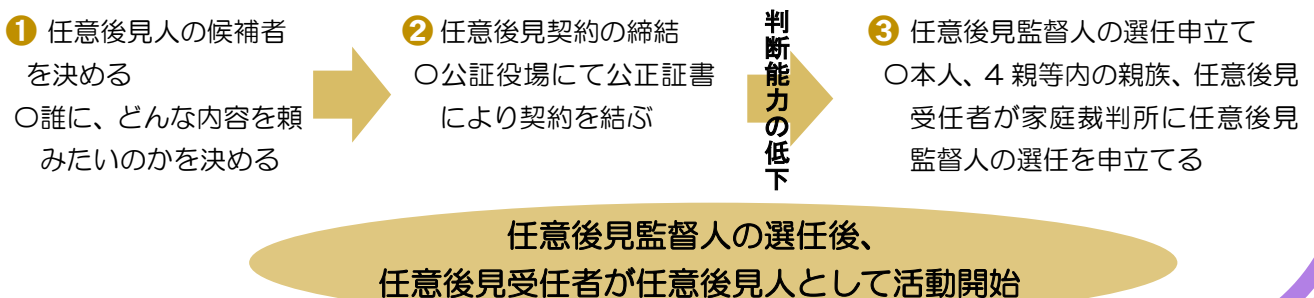
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、安心してその人らしい生活を送れるよう援助者(後見人等)を選び、本人の権利と財産を守る制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分な人のために、後見人を選任する「**法定後見制度**」と、将来に備えて、あらかじめ後見人を決めておく「**任意後見制度**」の2種類があります。

法定後見制度利用の流れ



任意後見制度利用の流れ



～実際の事例～

80代一人暮らしの女性宅に、税理士を名乗る怪しい人物が出入りしていると、近隣住民から区の機関に情報が寄せられました。本人の話聞いてみると、よくわからずに通帳を預けてしまったり、管理料の請求や高額物件購入の話が進んでいたりという情報が得られたため、成年後見制度の利用を本人と相談。

しっかりと資格を持った人に支援してもらいたいという本人の希望に沿って、本センターの紹介で弁護士が後見人等(補助人)となり、現在は自宅で安心して生活しています。



成年後見制度について、センターに寄せられた質問をご紹介します。

Q. 成年後見人の職務には、^{しんじょうほご}身上保護(生活環境の整備や福祉サービスの契約、入退院時の手続き等)と財産管理の2種類があると聞きましたが、本人の介護もするのですか。

A. 直接的な介護を行うのではなく、本人に必要なサービスを手配し、契約するといった法的な支援をするのが成年後見人の役割です。

Q. 成年後見人は医療行為への同意はできますか。

A. 医療行為の同意は、本人のみが行うことができる一身専属権であり、成年後見人に同意権はありません。



Q. 本人の生活上の希望をよくわかっている親族が成年後見人になりたいと思っているのですが、財産の管理を一人で行うのは不安です。

A. たとえば身上保護を親族が担当し、財産管理を弁護士や司法書士などの専門職が担当するといった、複数後見の申立てもできます。

Q. 後見報酬は、後見人の職種によって異なるのですか。

A. 専門職の職種により報酬額が変わるのではなく、後見人の仕事内容や被後見人の財産状況によって家庭裁判所が決めます。流動資産が1,000万円以下の場合は月額2万円程度といった目安が示されています(親族が後見人になる場合は、報酬の申立てをしないこともあります)。

Q. 申立費用や後見人への報酬が払えない人は、制度を利用することができないのですか。

A. 居住している自治体によって異なりますが、中央区では、一定の要件に該当する方を対象に、申立費用や後見人への報酬の助成を行っています。

すてっぷ中央では、成年後見制度についての講座や講演会を実施するほか、町会・自治会や企業に出向いて「出前講座」を実施しています。

また、高齢者や障害のある方の権利侵害に関することや、福祉サービスの利用に関わるトラブルや苦情について、専門の弁護士が相談に応じる「福祉法律相談」も行っています(無料・要予約)。



中央区社協
イメージキャラクター
「ニジノコ」

★職員コラム★

本人を支援している関係者が集まって、状況の確認や支援方針についての話し合いをすることがあります。本人や家族はもちろん、民生委員などの地域の方が参加することもあります。そういった会議に参加するたびに、行政が福祉サービスを決定していた^{そち}措置の時代から、地域で支える時代になったんだなと実感します(「私たちは、〇〇さんの応援団です」と言っていた参加者もいました)。

地域にそんな輪がたくさんあることが、暮らしやすさや安心につながるのかもしれないですね。(I)



次号は権利擁護支援事業のご紹介を予定しています!

【お気軽にお問い合わせください!】

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センターすてっぷ中央

TEL: 03-3206-0567 FAX: 03-3523-6386

E-mail: step@shakyo-chuo-city.jp